**備前市住宅リフォーム助成補助金交付事業について**・

　備前市では、市民の住環境の向上と、地域経済の活性化を図るため、市内建築業者等を利用して住宅のリフォームを行う人に、備前市電子地域ポイントを付与します。

**１．助成対象者（申請できる人）**

・リフォーム後、その住宅に住む人

・令和2年度から令和6年度までに、備前市住宅リフォーム事業費補助金の交付を受けていない居住者

・市内に住民登録をしている人（工事の完了後までに住民登録すること）

・備前市の市税等の滞納がない人

・暴力団員等でない人

**２．助成対象住宅**

・リフォーム後に申請者が住む住宅（住民登録すること）

・店舗等併用住宅の場合は、居住部分と居住に関わる共用部分のみ対象

**３．助成対象リフォーム工事**

・市内建築業者等\*が施工する住宅の修繕、補修、一部改築、増築などの工事(詳細は別表)

・これから施工する工事　**※申請時点で着工しているものは対象外です**

・助成対象工事に要する費用が100万円（税込）以上の工事

・令和７年11月8日までに完了する工事

・備前市の他の補助や

\*「市内建築業者等」とは次のいずれかです。

・備前市に法人市民税を申告する義務のある法人（支店）

・備前市内に住所がある建築工事関連業務を営む個人事業者　　等

県、国等の補助を受けていない工事

**４．電子地域ポイントの額**

・助成対象経費の20％で上限50万円分（千円未満切捨て）

**５．申請受付期間等**

受付期間：令和7年5月1日から令和7年9月30日　**※予算が無くなり次第終了**

受付方法：持参にて先着順

受付場所：備前市役所（本庁）4階　都市計画課　TEL：0869-64-2225

**6．実績報告受付期間**

実績報告：令和7年12月8日（厳守）

**7．電子地域ポイントについて**

電子地域ポイント付与：令和7年12月中

電子地域ポイント利用期間：令和8年3月31日まで

※電子地域ポイント付与の際に、使用可能な店舗等一覧をお渡しします。

**市内建築業者等について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・**

この助成事業の対象となる市内建築業者等とは、次のいずれかに該当する事業者です。

・市に法人市民税を申告する義務のある法人（支店）

・市内に住所を有する個人事業者のうち、建築工事関連業務を営むもの

※市税を滞納していないこと

　上記の要件確認のため、リフォーム工事の請負業者は市税の課税・納税について確認することの同意書の提出が必要です。

※個人事業者の場合は受領印のある「個人事業の開業届出書」の写しの提出をお願いします。

**着工前・工事中・完成写真について**

1. **施工箇所すべての写真を撮影し、添付してください。**

**申請写真は全て施工業者が撮影してください。**

**段差は箱尺等で寸法を明確に示し、写真判定が可能なものに限ります。**

 **着工前と着工後は、同じ角度から撮影してください。**

1. **リフォームする部屋全体が写った写真を添付してください。**
2. **工事施工箇所写真の余白部分や写真の中などに、説明文や文言を入れてください。**

**(リフォーム概要書にあるどの工事なのかを転記してください。)**

1. **前後の写真だけでは、変化が分かりにくい工事も多いので、必ず工事中の写真も撮影してください。**

**申請の手順　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・**

**１．交付申請**　　**工事前に**、次の書類を提出してください。

①交付申請書（様式第1号）

②住宅概要書（添付様式1）

　　　　　　　　 ③リフォーム工事内容が分かる図面

④工事施工箇所現況写真（施工予定箇所全て）

⑤各工事内容と金額が分かる見積書の写し

**一式表記のものは不可**

　積算は対象・対象外工事に分ける

⑥備前市の他の補助制度の交付決定通知書等

※他の補助制度を利用する場合

**２．交付決定**　　申請書を審査し、交付を決定します。

○交付決定通知書(様式第2号)…市から申請者あてに通知

**３．着　　工**　　**交付決定通知書の発行後に**着工してください。　※事前着工は不可

　　　　　　　　 **補助金の交付決定には一定の期間を要します。予めご了承願います。**

工事内容に変更がある場合は、変更申請が必要ですので、変更内容が決まった時点でご連絡ください。

**４．完　　工**　　令和7年11月8日までに完工してくだい。

**５．実績報告**　　工事代金を支払い後、**30日以内**に次の書類を提出してください。

①実績報告書(様式第5号)

②工事中写真（交付決定時と同じ角度で違いが分かる様に撮る）

③工事完了写真（交付決定時と同じ角度で違いが分かる様に撮る）

④請求明細書の写し　※見積書どおりの工事の場合省略可

⑤領収書等の写し（工事代金を支払った事実が分かる書類）

**６．確定通知**　　実績報告書を審査し、助成額を確定します。

○確定通知書(様式第6号)・・・市から申請者あてに通知

**７．電子地域ポイントの付与**

令和７年１２月中に電子地域ポイントを交付します。

詳細については、対象者にご案内します。

**対象工事について**

用語の定義

【段差】＝２㎝を超える差をいう。

【屋根】＝主屋根、下屋根、バルコニー防水（下部に住居が存在するもの）を含む

※判定が困難なものは職員が現地確認のうえ決定する。

※工事内容により個別審査を行う場合がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　の　内　容 | 備　考 |
| **◆浴室、洗面所、脱衣所、トイレにおける水廻りの改修工事**「段差解消」になされる工事のみ対象とし、現に段差の無い改修工事は対象としない。「段差解消」工事としてスロープを設置する場合、勾配は１/１２以下とする。 | 付帯工事①現存物を再利用せずに、設備機器の取替えする場合②対象工事箇所のクロス張替えする場合③滑りにくい材質への変更 |
| **◆屋根の改修工事**葺き替え、塗装 |  |

**対象外工事の例**

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　の　内　容 | 備　考 |
| **◆台所、システムキッチン****◆倉庫、物置、車庫等住宅の用に供する部分以外に伴う工事****◆造園、塀、等外構の工事****◆公共下水道との接続のみとなる配管工事****（リフォーム工事を伴う配管工事を除く。）****◆シロアリ駆除****◆浄化槽設備の工事****◆家電製品や機器等の購入設置、設備機器の取替え工事**①給湯器の交換や設置　　②発電装置（太陽光等）の設置　③エアコン・テレビ・冷蔵庫の交換や設置**◆**市内建築業者による施工であり、個人で施工したもの　**◆**市・県・国等の補助・助成制度等を受けているもの**◆**補助金交付決定前に着工しているもの |  |

**申込・問合せ先**

〒705-8602　　　備前市東片上126

　　　　　　　　備前市 産業建設部 都市計画課 空家・住宅政策係

　　　　　　　　℡：0869-64-2225　Mail：bzijuu@city.bizen.g.jp